平成26年12月期の期末・勤勉手当を国家公務員に支給

国家公務員に12月10日(水)、冬のボーナス(平成26年12月期の期末・ 勤勉手当)が支給されます。

先般、人事院勧告に基づく給与法の改正により、期末・勤勉手当の支給月数が年間で0.15月分引き上げられました。6月期と12月期とで0.075月分ずつ引き上げられることとなりますが、平成26年度については6月期の期末・勤勉手当が支給済みであるため、年間の増加分が12月に全て支給されます(成績標準者は2.17月)。

今期の一般職国家公務員(管理職を除く行政職職員)の期末・勤勉手当について、上記を踏まえ、O. O 7 5 月分の増として昨年同期と比べると、平均額(成績標準者)は約5. 4%の増となります。年間増加分(O. 1 5 月)を全て含めた平均支給額は約6 9 1,6 0 0 円です。

※ 昨年同期の平均額は、約633,700円でした。(実際の支給に当たっては、平成24年度及び25年度は、 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づき、期末・勤勉手当の特 例減額措置(▲9.77%)が講じられていました。)

平均給与額(俸給+扶養手当+地域手当等)約318,700円 (昨年約313,700円)平均年齢36.7歳 (昨年36.4歳)

- ※ 国家公務員給与等実態調査(人事院)に基づくもの。
 - (注) 平均給与額の増加は、本年の人事院勧告に基づく給与法の改正による俸給の引上げや 職員の平均年齢の上昇によります。

(参考1) 過去10年間の各期別支給月数(一般職員)

内閣総理大臣

国 務 大 臣

年度	6 月 期			12 月 期			合 計		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
17	1.4	0.7	2.1	1.6	0.75	2. 35	3.0	1.45	4. 45
18	1.4	0.71	2. 11	1.6	0.71	2. 31	3.0	1.42	4. 42
19	1.4	0.71	2. 11	1.6	0.745	2. 345	3.0	1. 455	4. 455
20	1.4	0.72	2. 12	1.6	0.72	2. 32	3.0	1.44	4. 44
21	1. 25	0.67	1. 92	1.5	0.67	2. 17	2.75	1.34	4.09
22	1. 25	0.67	1. 92	1. 35	0.62	1. 97	2.6	1. 29	3.89
23	1. 225	0.645	1.87	1.375	0.645	2.02	2.6	1. 29	3.89
24	1. 225	0.645	1.87	1.375	0.645	2.02	2.6	1. 29	3.89
25	1. 225	0.645	1.87	1.375	0.645	2.02	2.6	1. 29	3.89
26	1. 225	0.645	1.87	1.375	0.795	2. 17	2.6	1.44	4.04

勤勉手当の支給月数は、成績標準者の場合

(参考2) 主な特別職等の平成26年12月期の期末手当等の支給額の試算例

支 給 額 返納後の額(注3)

約581万円 約422万円 約423万円 約346万円

 事務次官
 約329万円

 局長クラス
 約251万円

最高裁長官 約581万円

衆・参両院議長約535万円国 会 議 員約319万円

- (注1) 内閣総理大臣、国務大臣、最高裁長官、衆・参両院議長及び国会議員については、勤勉手当は支給されず、期末手当(支給月数1.7月)のみ支給されます(一般職である事務次官及び局長クラスについては、期末手当と勤勉手当が支給されます。勤勉手当は成績標準者として試算しています。)。
- (注2) 上記の支給額は、平成26年6月2日から平成26年12月1日まで在職したものとして(在職期間率100%) 試算したものです(したがって、実際の支給額とは異なる場合があります。)。
- (注3) 内閣総理大臣及び国務大臣については、平成26年9月3日の閣僚懇談会において、「閣僚の給与の一部返納については、内閣として行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、前内閣に引き続き、今後も従来どおりの内容(※)で継続することとする。」との申合せがなされており、支給額から当該申合せによる自主返納額を減じた試算額です。
 - (※) 平成26年3月14日閣僚懇談会申合せ

「閣僚の給与については、東日本大震災からの復興のための財源を確保するため国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づき、内閣総理大臣にあっては月額給与及び期末手当の30パーセント、国務大臣にあっては同20パーセントの減額支給措置が講じられているところであるが、同法律終了後においても、内閣として行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、同法律に基づく現行の給与減額分に相当する額を国庫に返納することとする。」

(連絡先)

内閣人事局(給与担当)

一般職担当:若林、北林、山内 特別職担当:福澤、伊藤、越前谷

電話:(直通) 03-6257-3759 FAX: 03-3502-0604